

スポーツに関する事務（学校体育に関するものを除く）の移管について

1 スポーツ行政を取り巻く状況について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）では、スポーツに関することは教育委員会の職務権限とされていますが、平成 19 年に「地教行法」が改正（平成 20 年 4 月 1 日施行）され、地方公共団体は、条例の定めるところにより、スポーツに関する事務（学校体育に関するものを除く）を首長が所管できることになりました。

この法改正について文部科学省は、「地域の実情や住民のニーズに応じて「地域づくり」という観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて地方公共団体の長において一元的に所掌することができることとする趣旨から行うものである。」と述べています。

この法改正以後、多くの地方公共団体でスポーツに関する事務（学校体育に関するものを除く）の移管が行われています。

また、神奈川県では、県教育委員会所管の学校体育を除くスポーツ行政を知事部局へ移管し、高齢者スポーツや障害者スポーツ、ラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピックなどのスポーツ関連施策を集約して、スポーツ行政をより効果的・一体的に推進するため、平成 28 年 4 月に知事部局に新たにスポーツ局を設置しました。

現在、本市では、教育委員会がスポーツ行政全般を担っていますが、市長部局においても集客の促進、都市イメージの向上、生涯現役社会の実現などの観点からスポーツに関連した施策に取り組んでいます。また、市長部局では、公園内の野球場、テニスコート、水泳プールや健康増進センター（すこやかん）など多くの市民が利用する運動施設を管理運営しています。

2 スポーツ行政のあり方に関する検討について

上記のようなスポーツ行政を取り巻く状況の中、本年 7 月 8 日に開催された「横須賀市総合教育会議」において市長から「市をあげて、まちづくりの視点からスポーツの振興に取り組んでいきたい思いがあり、市長部局において学校体育を除くスポーツ政策を一元的に実施することについて、具体的な検討をお願いしたい。」旨の依頼がありました。

これを受け、本市にとってより良いスポーツ行政のあり方を検討するという観点から、スポーツに関する事務（学校体育に関するものを除く）の市長部局への移管について検討してまいりました。

検討の経過

平成 28 年 7 月 8 日	総合教育会議 ・ スポーツに関する事務（学校体育に関することを除く）の移管について市長から検討の依頼及び意見交換
平成 28 年 8 月 19 日	教育委員会会議 ・ スポーツ行政の現状について
平成 28 年 9 月 9 日	教育委員会会議 ・ スポーツ行政のあり方について
平成 28 年 10 月 28 日	教育委員会会議 ・ スポーツに関する事務（学校体育に関することを除く）の移管について

3 今後のスポーツ行政についての考え方

（１）事務の移管について

市民に身近なスポーツの一層の振興及びスポーツの持つ力や魅力を活用したまちづくりに市をあげて取り組んでいくため、本市においてスポーツ行政を一体的、総合的かつ効率的、効果的に推進する体制を構築することが有効であると考えます。このため、現在教育委員会が所管しているスポーツに関する事務（学校体育に関することを除く）を市長部局に移管します。

これにより、スポーツに関連した全庁的な取り組みが一体的に推進され、より効果的、効率的に施策を展開することにより、生涯スポーツの振興促進、運動施設の一元管理に向けた検討体制の整備などが期待されます。

また、スポーツと市長部局の他の施策や事業との連携が一層円滑になり、スポーツ振興が教育分野にとどまらず、集客の促進、都市イメージの向上、生涯現役社会の実現（健康増進）など横須賀市が取り組んでいる施策の推進につながることを期待されます。

教育委員会は、引き続き児童生徒の健康・体力づくりの推進、運動部活動の活性化等の施策に取り組み、学校体育の充実に努めていきます。

（２）事務移管の時期

事務の移管の時期は、平成 29 年 4 月 1 日とします。

（３）事務移管の手続き

「地教行法」第 23 条（職務権限の特例）に基づき、条例の定めるところにより、スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）を市長に移管することが適当と考えます。

なお、事務の移管に伴い、関係条例（体育会館条例、スポーツ推進審議会条例、体育功労者選考員会条例）について所要の条文整備のための改正が必要となります。

（４）移管する事務の概要

※現行の事務分掌規則に基づき記載

市長に移管するスポーツに関する事務（学校体育に関する事務を除く）の概要は次のとおり。

市長に移管する事務（社会体育関係）
・生涯スポーツの普及及び振興に関すること。 ・競技者及びスポーツ愛好者への活動支援に関すること。 ・スポーツ団体等の育成に関すること。（社会体育団体） ・体育会館に関すること。 ・スポーツ関係表彰に関すること。 ・学校施設（体育施設に限る。）の開放に関すること。 ・学校水泳プールの運営に関すること。（地域開放） ・スポーツ基金の管理に関すること。

引き続き教育委員会で所管する学校体育関係の事務の概要は次のとおり。

教育委員会で所管する事務（学校体育関係）
・体力の向上に関すること。 ・学校体育の教育課程の指導助言に関すること。 ・学校体育の校外行事及び教材選定の承認に関すること。 ・学校体育の研究委託に関すること。 ・学校水泳プールの運営に関すること。（授業等） ・学校体育団体の育成に関すること。

（５）事務の移管に伴い留意が必要な事項

現在の体制は、子供たちを健やかに育む学校体育と生涯スポーツの観点としての社会体育の連携による、切れ目のないスポーツ振興が図りやすいというメリットがありますが、社会体育に関する事務を移管した場合でも、切れ目のないスポーツ振興を図るため、これまでと同様に学校体育と社会体育の連携を図る必要があります。

事務の移管後は、児童生徒側から見た体育・スポーツ行政の窓口が分かれることで、部活動や競技環境の支援に係る意志疎通がやや取りにくくなることが懸念されるため、部活動等への支援（大会開催時の会場確保への配慮など）の

継続に留意する必要があります。

また、児童生徒の活動状況を一元的に把握したりスポーツが持つ教育的効果を十分に活かすために、関係部課間で円滑な情報共有体制を構築する必要があります。

そのほか、事務の移管に伴い、学校の教育活動等に影響が生じないように、また、市長部局が行うスポーツ施策・事業が円滑に推進できるよう、移管後は以下のような組織を活用するなどして教育委員会、市長部局が連携を図っていくことが必要と考えます。

- ・スポーツ基本法に基づき設置され、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議する「横須賀市スポーツ推進審議会」へ現在と同様に学校体育関係者が参画する。
- ・学校体育（教育委員会）、社会体育（市長部局）に関係する課長等で構成する関係課長会議を定期的を開催する。

4 スポーツ関係団体等への意見聴取について

スポーツに関する事務（学校体育に関することを除く）の移管について、スポーツ関係団体等にご意見等を伺いました。以下はその概要です。

（１）横須賀市スポーツ推進審議会委員による意見交換

平成 28 年度第 2 回横須賀市スポーツ推進審議会（平成 28 年 10 月 19 日）において、スポーツに関する事務（学校体育を除く）の市長部局への移管についての意見交換を行った。

各団体の代表である各委員からは、現状のスポーツ課が行っている支援が移管後も変わらず受けられるのか否かや、現在行っている社会体育団体と学校との連携事業等がこれまでどおり継続できるか否か等について多少の心配があるとの意見が出された。いずれにしろ、現行体制のメリットである学校体育と社会体育の連携の維持を前提として、根本的に移管に反対する意見は無かった。

移管について期待することとして、まちづくりの中にスポーツという観点が入るのは素晴らしいであるとか、市長部局への移管を契機に、スポーツ施設も充実させ、他市や他県から一流アスリートが集う大規模スポーツ大会の誘致等に積極的に取り組めると良いとの意見が出された。

また、移管後は、行政だけではなく、スポーツ推進審議会委員を含めたより拡大した範囲から意見を聞くことも必要ではないかとの意見も出された。

※横須賀市スポーツ推進審議会（委員数 14 人）・・公募市民、関係団体の代表者（体育協会、中学校体育連盟など）、学識経験者（大学教授）で構成

(2) スポーツ関係団体への意見聴取

各スポーツ関係団体等にスポーツに関する事務（学校体育を除く）の市長部局への移管についてのヒアリングを行ったところ、現在各団体が受けている支援について、継続させて欲しい事や、中学校や高等学校の教職員と各スポーツ団体は密接な関係があるので、このことに配慮して欲しい事についての要望が出された。

大規模大会を開催することについては、まちづくりやスポーツ振興に役立つことと理解をするが、反面現在行われている市民スポーツに影響が出ないように調整が必要であるとの意見があった。

また、現状ではスポーツ課と各スポーツ関係団体が共通の認識をもって、確固たる協力体制を築いて事務を進めているので、これを絶やさないようにする配慮が必要であるとの意見があった。

《参考資料》

1 関係法令

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限 (教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(長の職務権限)

第二十二條 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に関すること。
- 二 幼保連携型認定こども園に関すること。
- 三 私立学校に関すること。
- 四 教育財産を取得し、及び処分すること。
- 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
- 六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(職務権限の特例)

第二十三條 前二條の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)
 - 二 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)
- 2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(2) スポーツ基本法(抜粋)

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一條 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

2 スポーツの所管に関する他都市の状況について

平成 28 年 4 月 1 日現在

(平成 28 年 7 月 8 日総合教育会議資料より抜粋)

(1) スポーツに関する事務を首長部局が所管している市町村

	所管している	所管していない
中核市 (46)	28 (61%)	18 (39%)
神奈川県内 (30)	15 (50%)	15 (50%)

(2) 首長部局が所管している場合の根拠法令

	地教行法 第 23 条 (権限の移管)	地方自治法 第 180 条の 7 (事務委任)	地方自治法 第 180 条の 7 (補助執行)	その他
中核市 (28)	22 (78%) 注 1	1 (4%)	4 (14%)	1 (4%)
神奈川県内 (15)	12 (80%) 注 2	—	2 (13%)	1 (7%)

注 1 : 22 市のうち 2 市では学校体育施設開放事務は補助執行

注 2 : 12 市町のうち 5 市では学校体育施設開放事務は補助執行

3 神奈川県の状況について (知事部局へスポーツ局を設置)

(神奈川県資料「平成 28 年度組織再編について」より抜粋)

「スポーツ局の設置」(平成 28 年 4 月 1 日実施)

教育委員会所管のスポーツ行政(学校体育関係を除く)のほか、高齢者スポーツや障害者スポーツ、ラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピックなどのスポーツ関連施策を集約して、スポーツ行政をより効果的・一体的に推進するため、新たにスポーツ局を設置する。

スポーツ局	総務室	局内人事、経理、企画調整
	スポーツ課	・スポーツ行政(学校体育関係を除く) ・高齢者スポーツ、障害者スポーツ、 かながわパラスポーツ ・ラグビーワールドカップ 2019
	オリンピック・パラリンピック課	・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

4 学校教育部スポーツ課の事務分掌（平成 27 年度の事務の概要）

（１）体力の向上に関すること。 *学校体育

- ① 児童生徒の体育振興のため、中学校総合体育大会や小学校児童相撲大会などの各種大会を開催した。
- ② 市・県を代表し、全国大会、関東大会等に生徒を派遣した。

（２）学校体育の教育課程の指導助言に関すること。 *学校体育

- ① 市立各学校の体育的活動に対して指導助言を行った。
- ② 体育科指導の充実と技能の向上を図るため、中学校保健体育講習会（ダンスほか）や小学校体育実技講習会（体づくり運動ほか）などの講習会等を開催した。

（３）学校体育の校外行事及び教材選定の承認に関すること。 *学校体育

- ① 市立各学校で使用する体育・保健体育科準教科書の採択を行った。
- ② 大会・行事等の後援名義使用についての申請があり、適宜承認した。

（４）学校体育の研究委託に関すること。 *学校体育

- ① 体力づくり（小学校 1 校、中学校 1 校）
- ② 運動部活動モデル校（中学校 1 校）

（５）学校水泳プールの運営に関すること。 *学校体育・社会体育

夏季休業期間中に、学校水泳プールを開放し、地域の青少年団体に活動の場として提供した。（小学校プール33校、中学校プール18校、高等学校プール1校）

（６）学校体育団体、スポーツ団体等の育成に関すること。 *①学校体育・②～④社会体育

- ① 中学校体育連盟・横須賀三浦地区高等学校体育連盟の体育・スポーツ活動を推進した。
- ② 市体育協会（39種目団体）を指導育成し、スポーツ活動を推進した。
- ③ 地域体育振興活動の推進
 - ア 地域の体育振興を図るため、スポーツ推進委員（非常勤職員）313人を委嘱するとともに、スポーツ推進委員の指導力と資質向上のため、実技研修会・講習会を行った。
 - イ 市内の各小学校区体育振興会に補助金を交付し、各種体育行事を推進した。
- ④ スポーツ少年団及び青少年体育活動の推進
 - ア 市スポーツ少年団本部（40団体）に補助金を交付し、スポーツ活動推進のための指導育成にあたった。（各種スポーツの奨励・スポーツテスト・スポーツ交歓会等）

イ 青少年の体育振興行事

学区対抗児童球技大会や横須賀市少年野球大会などの行事を行った。

(7) 学校施設（体育施設に限る。）の開放に関する事。 *社会体育

学校教育に支障のない範囲で、青少年及び地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、市立小中学校全校の学校体育施設を開放した。

(8) 体育会館に関する事。 *社会体育

体育会館を使用する各種スポーツ団体との連絡を密にし、使用調整等を行った。

各体育会館の指定管理者 スポーツコミュニティよこすか（H26年度～29年度）

(9) 生涯スポーツの普及及び振興に関する事。 *社会体育

① 各種レクリエーション大会等を開催するため、市レクリエーション協会に対し補助金を交付した。

② 広く市民を対象として、体育・スポーツの健全な育成と振興を図るため、市民スポーツ教室やレクリエーション・スポーツフェスタなどを開催した。

(10) 競技者及びスポーツ愛好者への活動支援に関する事。 *社会体育

① 社会体育振興策として、市民体育大会及び市民駅伝競走大会及び三浦半島県下駅伝競走大会を開催した。

② 本市代表選手を市町村対抗かながわ駅伝競走大会に派遣した。

③ 市・県を代表し、全国大会等に出場したチーム及び個人に対し奨励金を交付した。

(11) スポーツ関係表彰に関する事。 *社会体育

① 本市の体育振興に功績のあった人をたたえ、体育功労者として表彰した。

② 本県の代表選手として大会に出場し、顕著な成績を挙げた団体及び個人にスポーツ栄光章を贈った。

③ 本市のスポーツの向上発展に寄与し、オリンピック等において顕著な成績を収めた個人にスポーツ大賞を贈った。

(12) スポーツ基金の管理に関する事。 *社会体育

新設のスポーツ基金の管理を行った。